

平成17年大洲市議会第3回定例会会議録 第5号

平成17年3月29日（火曜日）

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

出席議員

1番	梅	木	良	照
2番	清	水	美	孝
3番	岩	田	忠	義
4番	藤	川		貢
5番	鎌	田	圭	二
6番	二	宮		淳
7番	中	野	寛	之
8番	有	友	正	本
9番	桝	田	和	美
10番	村	上	常	雄
11番	古	野	青	弘
12番	上	川	勝	利
13番	二	宮	秀	一
14番	山	口	吉	浩
15番	東		敦	弘
16番	宮	本	増	憲
17番	水	本		保
18番	下	岡	節	久
19番	押	田	憲	一
20番	後	藤	武	薫
21番	山	本	雅	久
22番	田	中	五	月
23番	山	崎		逞
24番	福	山		保
25番	叶	岡	廣	志
26番	上	満		武
27番	向	井	敏	憲
28番	宮	本	喜一郎	
29番	中	野	忠	重
30番	窪	田	亀	一
31番	長	岡	吉	男
33番	森		繁	夫
34番	松	本	金次郎	

35番	菊	地	宣	之
36番	垣	見	芳	彦
37番	吉	岡		猛
38番	清	水	久二博	
39番	田	淵	保	男
40番	山	下	勝	利
41番	本	山	清	明
42番	沖	浦	賢	嗣
43番	渡	邊	弘	務
44番	神	井	恵一郎	
45番	矢	間	一	義
46番	東		信	利
47番	久	保	幸	信
48番	吉	岡	昇	平
49番	小	泉	紘	文
50番	大	野	新	策
51番	梅	木	加津子	
52番	岡		孝	志
53番	渡	邊	久	義
54番	田	中	堅太郎	
55番	日	高	照	友
56番	中	野	茂	明

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

欠席議員

32番	森	川	重	生
-----	---	---	---	---

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

出席理事者

市	長	大	森	隆	雄
助	役	首	藤		馨
収	入	役	田	上	隼
総	務	部			藏
部	長	富	永	俊	平
副部長兼総務課長		上	村	孝	廣
人事秘書課長		神	元		崇
総務課長補佐		篠	原	雅	人
総務課行政係長		往	田	秀	樹

企画財政部

部 長 小 島 健 市
副部長兼商工観光課長 尾 崎 公 男
財 政 課 長 松 田 眞
財 政 課 長 補 佐 松 本 一 繁

市民福祉部

部 長 西 野 茂一郎
副部長兼保険環境課長 山 田 一 昭

建設農林部

部 長 小 泉 勝 明
副部長兼建設第1課長 城 戸 良 一
副部長兼農林水産課長 松 岡 良 明

危機管理室

室 長 白 石 隆 壽

長 浜 支 所

支 所 長 上 川 慶 信

肱 川 支 所

支 所 長 櫻 田 和 明

河 辺 支 所

支 所 長 河 本 治

農業委員会

事 務 局 長 城 戸 秀 光

教育委員会

委 員 長 岩 田 徳 幸
教 育 長 叶 本 正
教 育 部 長 三 保 禮 三

公 営 企 業

病 院 長 谷 口 嘉 康

監 査

事 務 局 長 濱 田 達 實

~~~~~

出席事務局職員

事 務 局 長 西 山 隆 夫  
次 長 新 野 武 男  
事務専門員兼調査第1係長 藤 岡 章 男  
調 査 第 2 係 長 新 実 雄  
議 事 係 長 徳 石 伊 重

~~~~~

議事日程

平成17年 3 月29日 午後 2 時 開 議

日程第 1

会議録署名議員の指名

日程第 2

第 9 号議案 平成17年度大洲市一般会計予算

第10号議案 平成17年度大洲市国民健康保険特別会計予算

第11号議案 平成17年度大洲市国民健康保険診療所特別会計予算

第12号議案 平成17年度大洲市老人保健特別会計予算

第13号議案 平成17年度大洲市介護保険特別会計予算

第14号議案 平成17年度大洲市介護サービス事業特別会計予算

第15号議案 平成17年度大洲市簡易水道事業特別会計予算

第16号議案 平成17年度大洲市港湾施設事業特別会計予算

第17号議案 平成17年度大洲市土地取得造成特別会計予算

第18号議案 平成17年度大洲市土地地区画整理事業特別会計予算

第19号議案 平成17年度大洲市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

第20号議案 平成17年度大洲市農業集落排水事業特別会計予算

第21号議案 平成17年度大洲市公共下水道事業特別会計予算

第22号議案 平成17年度大洲市駐車場事業特別会計予算

第23号議案 平成17年度大洲市温泉事業特別会計予算

第24号議案 平成17年度大洲市商業集積施設管理特別会計予算

第25号議案 平成17年度大洲市水道事業会計予算

第26号議案 平成17年度大洲市工業用水道

事業会計予算

第27号議案 平成17年度大洲市病院事業会計予算

第47号議案 大洲市総合計画審議会条例の制定について

第48号議案 大洲市立保育所条例の一部改正について

第49号議案 町税の徴収等の特例に関する条例等の廃止について

第50号議案 市道の路線認定について

請願第1号 愛媛県地方最低賃金の引き上げと最低賃金制度の抜本的改正を求める請願書

請願第2号 パートタイム労働者の均等待遇実現を求める請願書

(各委員長報告、質疑、討論、表決)

日程第3

議員在任特例検討特別委員会の中間報告について

日程第4

第51号議案 大洲市長等の給与の特例に関する条例の制定について

第52号議案 大洲市集会所条例の一部改正について

第53号議案 大洲市報酬及び費用弁償等支給条例の一部改正について

第54号議案 大洲・喜多衛生事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更について

第55号議案 内山衛生事務組合規約の変更について

第56号議案 愛媛県消防団員等災害補償退職報償金組合の解散について

第57号議案 愛媛県消防団員等災害補償退職報償金組合の解散に伴う財産処分について

第58号議案 愛媛県市町村交通災害共済組合の解散について

第59号議案 愛媛県市町村交通災害共済組合の解散に伴う財産処分について

第60号議案 愛媛県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少について

第61号議案 愛媛県市町村職員退職手当組合からの構成団体の脱退に伴う財産処分について

第62号議案 愛媛県市町村職員退職手当組合の共同処理する事務の変更及び同組合を組織する地方公共団体の数の増加について

第63号議案 愛媛県市町村職員退職手当組合規約の変更について

(提案理由説明、質疑、討論、表決)

日程第5

第64号議案 監査委員の選任につき同意を求めることについて

(提案理由説明、質疑、討論、表決)

日程第6

第65号議案 監査委員の選任につき同意を求めることについて

(提案理由説明、質疑、討論、表決)

日程第7

第66号議案 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

(提案理由説明、質疑、討論、表決)

日程第8

議選第11号 選挙管理委員及び補充員の選挙について

日程第9

議選第12号 議員在任特例検討特別委員の補充選任について

日程第10

議第7号議案 大洲市議会解散に関する決議について

(提案理由説明、質疑、討論、表決)

~~~~~

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 第9号議案～第27号議案、第47号議案～第50号議案、請願第1号、請願第2号
- 日程第3 議員在任特例検討特別委員会の間報告について
- 日程第4 第51号議案～第63号議案
- 日程第5 第64号議案
- 日程第6 第65号議案
- 日程第7 第66号議案
- 日程第8 議選第11号
- 日程第9 議選第12号
- 日程第10 議第7号議案

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

午後2時00分 開 議

○田中堅太郎議長 これより本日の会議を開きます。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○田中堅太郎議長 まず、3月16日付をもって議員在任特例検討特別委員のうち、田淵保男委員、神井恵一郎委員、吉岡昇平委員からそれぞれ同委員を辞任したい旨の願い出がありましたので、委員会条例第14条の規定により、いずれも3月17日付をもって議長においてこれを許可いたしましたので、報告いたします。

また、後藤武薫議員外5名より議第7号議案が、また市長より第51号議案から第66号議案までの議案16件の提出がそれぞれありましたので、報告いたします。

なお、市長より提出のありました報告第2号の青島海運有限会社の経営状況を説明する書類につきましては、本日受理し、お手元に配付しておりますから、御了承願います。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○田中堅太郎議長 本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○田中堅太郎議長 まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、15番東敦弘議員、16番宮本増憲議員を指名いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○田中堅太郎議長 次に、日程第2、第9号議案から第27号議案及び第47号議案から第50号議案の議案23件と請願2件を一括して議題といたします。

ただいま議題といたしました各議案等は、3月16日の本会議においてそれぞれ所管する委員会に付託された議案等であります。

委員会における審査の過程と結果について各委員長の報告を求めます。

まず、総務委員長の報告を求めます。

○48番吉岡昇平議員 議長

○田中堅太郎議長 吉岡昇平議員

〔48番 吉岡昇平議員 登壇〕

○吉岡昇平総務委員長 それでは、ただいまから総務委員会の御報告を申し上げます。

当委員会は、去る3月18日、関係理事者の出席を得て、付託を受けました一般会計予算を初め、議案4件につきまして慎重なる審査を行いました。その審査結果につきましては、お手元に配付されております委員会報告書のとおり、いずれの議案も原案のとおり可決すべきものと決したのであります。

それでは、審議過程で特に議論され、あるいは委員より指摘、要望いたしました事項について、主なものにつき概要を御報告申し上げます。

初めに、合併に伴う市職員の削減計画についてであります。

委員より、地方自治体の財政再建が喫緊の課題とされる中、四国中央市では職員の給与カットを、また西予市では積極的な早期退職募集の実施を決めるなど、周辺自治体においても大きな改革がなされようとしているが、本市の計画はどのようなになっているのかとただしたのであります。

このことに対し理事者より、定年退職者数の半数は補充をしないという新規採用の抑制により、平成17年度からの10カ年でおよそ100人の削減を進めていく計画であるが、この退職者のうち、保健師や保育士及び幼稚園教諭などといった資格、免許が必要な職員については、施設及びサービスを存続していく限り、容易に削減対象とすることはできず、現状の体制のままで目標とする人数削減は難しい状況にある。そのため、資格、免許職の職員が必要な施設については、民間委託や民営化、統合に向けた検討、本庁と支所における事務配分の見直しによる機構改革及び現在50歳以上としている勧奨退職募集の年齢を下げていくなど、さまざまな取り組みをしていくことが必要と考えている。ま

ずは、新年度から策定にとりかかる行政改革大綱の中に、職員の削減目標数値を定め、それに沿った年度ごとの定員適正化計画をまとめ、行政組織のスリム化と職員の削減による人件費の抑制に向けた取り組みに努めていきたいとの答弁がありました。

次に、有線放送施設の整備計画についてであります。

去年は、たび重なる台風の襲来により、本市においても大きな被害をこうむったところであるが、その際に倒木や浸水により有線放送施設が損壊し、住民に対する周知や連絡が速やかに行えなかったとか、スピーカーの方向や設置場所の関係で放送が聞こえにくいといった指摘が多数出ていることから、委員より、老朽化あるいはほかの要因により使用が困難になった有線放送施設の今後の整備計画についてただしたのであります。

このことに対し理事者から、合併した4市町村は、長浜町が有線放送、肱川町と河辺村は防災行政無線、大洲市は肱南、肱北地区が消防無線、周辺の連絡所は三善地区のみが有線放送で、その他は防災行政無線といったぐあいに、それぞれ導入のあり方が異なっており、複雑な連絡体系となっている。災害に強いまちづくりを強力に推進していくためにも、災害時における情報伝達体制の確立が求められるところであり、新大洲市建設計画の中で平成17年度からの3カ年で市内全域を防災行政無線で一元化すべく、現在内容等の協議をしているところであるとの答弁がありました。

次に、市税等の徴収方法と納税組合制度についてであります。

委員より、4月1日より旧大洲市においては新たに口座振替制度が導入されることになっているが、将来的にはどのような徴収方法になるのか、また納税組合と納税奨励金の取り扱いはどのように考えているのかとただしたのであります。

このことに対し理事者より、口座振替制度の導入は、近年一部の地区においては高齢化の進行により納税組合の存続が困難になってきているという状況や、個人情報保護の観点から制度導入の要望が高まってきたころから、市民の選択の幅を広げる意味も含めて4月1日より導入することとした。納税組合制度と納税奨励金制度の廃止か存続については、合併協議会でも協議がなされたが、意見の調整がつかず、平成17年度で再度調整を図ることとして合意がなされている状況である。納税組合制度は、大洲市の市税等の高徴収率を維持するとともに、その納税奨励金が地区におけるコミュニティ活動を支える大きな意義のある制度であると認識しており、周辺部の高齢者などには好評を得ている制度であるし、地区のコミュニティ推進を図るためにも、今後何らかの代替策がないか、1年間かけて協議し、本庁、支所ともに統一した条件で取り組めるものを検討していきたいとの答弁がありました。

次に、企業会計であります大洲病院会計についてであります。

当病院は、昨年創立40周年並びに新築移転10周年を迎えたところでありますが、まさに地域医療の中核病院として市民生活に深くかかわっております。

委員より、地域の皆様に信頼される良質で安全な医療を提供する姿勢は高く評価するところであるが、院内で苦情があった場合の対処方法はどうなっているのかとただしたのであります。

このことに対し理事者より、苦情については口頭、電話、意見箱への投書と3つの方法で寄せられているが、その都度責任者が関係部署と協議し、丁重に対応するとともに、職員に対する指導を徹底して行うことにより、明るく親しまれる病院となるよう努めているとの答弁がありました。

以上、当委員会における審査の概要を申し上

げましたが、よろしく御審議の上、適切なる御決定を賜りますようお願いいたしまして、総務委員会の報告を終わります。

○田中堅太郎議長 次に、企画財政委員長の報告を求めます。

○14番山口吉浩議員 議長

○田中堅太郎議長 山口吉浩議員

〔14番 山口吉浩議員 登壇〕

○山口吉浩企画財政委員長 それでは、ただいまから企画財政委員会の報告を申し上げます。

当委員会は、去る3月22日、関係理事者の出席を得て、付託を受けました一般会計予算案を初め、議案5件と請願2件につきまして慎重なる審査を行いました。その審査結果につきましては、お手元に配付されております委員会報告書のとおり、いずれの議案も原案のとおり可決すべきものと、また請願についてはいずれも不採択と決した次第であります。

それでは、審議過程で特に議論され、あるいは委員より指摘、要望いたしました事項につきまして、主な点につき概要を御報告申し上げます。

まず、大洲市総合計画審議会条例の制定について申し上げます。

理事者より、本条例は新市の総合計画の策定に当たり、必要な事項を調査審議していくため、執行機関の附属機関として審議会を設置するため制定しようとするものであり、新市の総合計画については、合併協議会で策定された新市建設計画を引き継ぎ、平成17年度と18年度の2カ年をかけて新市まちづくりの基本構想を定め、その構想に基づいて基本計画、事業の実施計画等を策定することにより、合併後における旧4市町村の速やかな一体化を促進し、新市の発展と住民の福祉の向上を図るものである。

なお、審議会の委員は20人以内とし、学識経験を有する者及び適当と認める者のうちから市長が委嘱するとの説明がありました。

このことに対し委員より、審議会の委員20人

の選出基準について地域割りなどはどのようになっているのかとただしたところ、理事者より、合併協議会の事務事業の細部調整方針において、地域のバランスを考慮して選任するとしており、また男性と女性とのバランスにも考慮しながら、若い方あるいは学識経験者などを幅広く検討していくとの答弁があり、委員より、公平、公正に選出されるよう強く要望したのであります。

次に、予算関係について申し上げます。

委員より、企画費にある区長会、自治会の活動運営補助金に関連して、区長会、自治会行政連絡協議会など同じような性格の行政連絡機構あるいは自治組織が多数存在しているが、今後統一していく計画はあるのかとただしたところ、理事者より、事務事業の細部調整の中で、活動補助金、区長等の報酬、業務の内容、組織の規模や内容等について市全体の状況調査を新年度より実施することにしており、その後の調査に基づいた調整案により、地元の方との協議に入り、平成19年度からは統一した制度に移行する計画を立てているが、地域住民の皆さんの御意見を伺いながら、緩やかに制度を変えていこうという考えである。また、コミュニティー組織や公民館の活動についても、横の連携を取りながら総合的な調整を図っていききたいとの答弁がありました。

次に、委員より、国際交流支援事業と中学生海外派遣事業について、その具体的な内容についてただしたのであります。

このことに対し、理事者より、国際交流支援事業については、旧大洲市においても儒学者の姜沆先生との関係で、韓国の靈光郡との行政交流を中心に友好親善を図っているが、民間交流においては大洲青年会議所が靈光青年会議所との友好提携を結び、市民レベルでの交流も行われてきたことから、その相互交流事業に対して補助をするものである。

また、中学生海外派遣事業については、同じ

く旧大洲市において国際時代にふさわしい人材を育成する目的で中学生を海外派遣している事業であり、今回の合併により新年度においては派遣対象を全市に広げるとともに、対象とする生徒を8名から12名に増員し、実施するものである。中学3年生を対象とし、生徒数の多い3校から2名、その他の6校からは1名を選出し、英語圏で治安の安定しているオーストラリアへの派遣を計画しているとの答弁がありました。

次に、町並博2004終了後の観光まちづくり対策についてであります。

昨年4月29日から開催された町並博では、住民の自主企画を含む多彩なイベントが10月31日まで繰り広げられ、期間中は多数の観光客にお越しいただき、にぎわいを見せたところであります。

委員より、この町並博開催に伴う事業成果と、この観光まちづくりの動きをどのように継承していくのかとただしたのであります。

このことに対し理事者より、町並博開催期間中の参加人数は、県の取りまとめによると延べ174万人であり、旧大洲市内では37万人の入り込み客があった。具体的にことし2月までを前年度と比較すると、臥龍山荘では88%増の約4万人、またあさもやでは84%増の約27万人となっている。町並博の効果を一過性のものにしない今後の取り組みについては、県を中心として南予の各市町並びに観光関係者など23団体で構成する南予広域連携観光交流推進協議会を核に、広域的な観光まちづくりを推進していこうと計画しているところであり、市内では従来月1回開催していたポコペン横丁を4月からは毎週日曜日に開催し、旧沖本倉庫は思い出倉庫として新たな企画を考えているところである。また、町並のアート事業として竹を用いた製品づくりを町内会で継続して取り組んでいくなど、イベントのにぎわいが継続する環境づくりを積極的に推進していきたいとの答弁がありました。

た。

次に、請願について申し上げます。

まず、請願第1号愛媛県地方最低賃金の引き上げと最低賃金制度の抜本的な改正を求める請願書について申し上げます。

当請願の願意は、現行の最低賃金の水準は低過ぎるとともに、全国的に一貫した仕組みではないなどの問題があるとして、国に対し、地方最低賃金の引き上げと全国一律の最低賃金制度の法制化、また産業別最低賃金制度は廃止しないことを求める意見書の提出を要請されているものであります。

審査では、大洲市を含めた愛媛県下の景気、経済が冷え込む中、まずは景気、経済の回復を図ることが先決ではないかとの認識から、積極的な雇用の促進、安定した雇用というものを企業は目指していなければならないとの意見が出され、採決の結果、不採択とすべきものと決した次第であります。

次に、請願第2号パートタイム労働者の均等待遇実現を求める請願書について申し上げます。

当請願の願意は、パートや派遣など非正規労働者の処遇について、平成5年パートタイム労働法が制定されているが、正規労働者と処遇格差は解消されないばかりか、拡大傾向が続いているとして、国に対しパートタイム労働法の実効性ある改正とILO175号、その条約の早期批准を行うことを求める意見書の提出を要請されているものであります。

審査では、さきの請願と同様に、厳しい経済情勢の中、労使双方の立場に立った慎重な議論が必要であるとの意見が出され、採決の結果、不採択とすべきものと決した次第であります。

以上、委員会における審査の概要を申し上げましたが、よろしく御審議の上、適切なる御決定を賜りますようお願いいたしまして、企画財政委員会の報告を終わります。

○田中堅太郎議長 次に、市民福祉委員長の報

告を求めます。

○37番吉岡猛議員 議長

○田中堅太郎議長 吉岡猛議員

〔37番 吉岡猛議員 登壇〕

○吉岡猛市民福祉委員長 市民福祉委員会の御報告を申し上げます。

当委員会は、去る3月23日、関係理事者の出席を得まして付託を受けました平成17年度大洲市一般会計予算など議案8件につきまして、慎重なる審査を行いました。その審査結果につきましては、お手元の委員会報告書のとおり、いずれの議案も原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以下、審査の過程におきまして特に論議をされました事項について、その概要を御報告申し上げますが、この前段として、当委員会が所管する平成17年度各会計の当初予算については、新規事業、政策的経費を控えた行政運営の経常的、義務的経費を中心とした、いわゆる骨格予算の編成でありますため、特に指摘するような大きな問題点もなく結論を得ましたことを前もって御報告をさせていただきます。

それでは、まず初めに、民生費や衛生費にあります各種団体の補助金について申し上げます。

委員より、各種団体に対する補助金については、決算書の提出を徹底するなど、審査及び実態調査を実施し、行政の責任分野、経費負担のあり方、行政効果等を精査しながら、廃止、統合、削減を検討することが必要であるが、市としてはどのように対応しているのかとただしたところ、理事者から、旧市町村によって対応に若干の違いがあることから、今後は御意見を十分に踏まえ、既設補助金の使途調査を実施しながら、補助目的に沿うよう努めてまいりたいとの答弁がなされました。

当市においても、厳しい財政状況のもと、従来の各種補助金等の見直し、検討を行いながら、より効果的、効率的な住民活動の支援に努



められるよう、委員会としても要望する次第であります。

次に、同和対策を含む人権啓発費のあり方についてであります。

同和対策事業特別措置法以来、地域改善対策特別措置法、地域改善財政特例法などと名称を変え、32年間にわたり環境改善対策を初めとした各種諸事業が総合的かつ計画的に実施され、このことによって住環境、修了教育の格差是正が図られるなど、いわゆる実態的差別の解消に大きな成果を上げてまいりました。

この件に関して委員より、現在同和行政実施の法的根拠がないにもかかわらず、人権教育・啓発と名前を変えて事実上同和行政を継続するように見えるが、市としてはどのように考えているのかという質疑が出され、これに対し理事者より、大洲市としては人権教育の中心に同和教育を位置づけ、障害者、女性、高齢者の人権など、人権行政を総合的かつ積極的に進め、すべての市民の人権が守られ、差別のない、明るい地域社会づくりを目指して、引き続き教育、啓発事業に取り組むことが必要と考えているとの答弁がありました。

次に、人工透析患者通院助成事業について、委員より、肱川、河辺地区については合併前に引き続き予算計上されているが、将来にわたり継続的に実施していくのか、また大洲、長浜地区についてはどのように取り扱うのかただしたところ、この事業は合併に伴う調整の必要な事務事業として協議を進め、3年間に限定した形で新市に引き継いだもので、この間に全市的な対応が可能かどうか検討し、結論を出してまいりたいとの答弁がありました。

次に、喜多児童館で実施する学童保育に関してであります。

委員より、放課後児童指導員の人件費が計上してあるが、指導員を採用する際の基準はあるのかとただしたところ、理事者から、この指導員の資格については、児童福祉施設最低基準で

定められている児童の遊びを指導する者の資格を有していること、具体的には保育士または教員の資格を持っている人や児童の健全育成に経験を有する者などの中から選任することが望ましいとされていることから、現在のところ主任児童員の方々等と相談し、選考を行っているところであり、児童の安全確保のためにも2名の指導員を配置することになっているとの答弁がありました。

次に、衛生関係の中で、犬猫不妊・去勢手術費補助金についてであります。

委員より、野良犬や野良猫などの増加による危害や衛生上の問題が指摘される状況の中で、既に旧大洲市、長浜町でこの助成金制度があったが、不要な繁殖を防止する意味から全市的な対応が必要と考えるが見解はどうかとただしたところ、この補助金は不妊・去勢手術に要する経費の一部を補助することによって不必要に繁殖して不当に捨てられることを防止するとともに、動物愛護思想を高めていくことを目的としており、1万円を上限として費用の半分について補助するもので、平成17年度から全市に拡大して対応することにしており、今回計上している200頭分の予算額に達し次第終了するものであるとの答弁がありました。

次に、国民健康保険について、理事者から、合併協定により国保税の税率については新市において統一し、納期は7月から3月までの9期とし、低所得者の軽減割合を7割、5割、2割を適用するとの説明が改めてなされたのでありますが、これに関して委員より、国保税の納期の変更については、広く市民に周知し、理解を求めるとともに、変更に伴う混乱等が生じないよう十分な対応を求める意見が出されたところであります。

また、別の委員より、国保会計の国庫支出金のうち、財政調整交付金については、保険料の収納率の増減が国からの交付額に影響を及ぼすのかとただしたところ、理事者から、財政調整

交付金には大きく分けて2種類あり、普通調整交付金と特別調整交付金がある。まず、普通調整交付金については、被保険者の所得などから算定される収入額が医療給付費、保険事業費等の支出に満たない場合に交付されるもので、この交付額は、保険料の収納率が低い場合には減額されることとなっており、収納率に応じて調整を行うことにより、保険者である市町村の収納努力を促すという大きなねらいがある。また、特別調整交付金は、積極的に収納対策事業に取り組み、収納率の向上や医療費適正化などに努めている保険者などを評価し、交付されるもので、これは収納率に影響されるものではないとの説明がありました。

最後に、介護保険制度について申し上げます。

委員より、国は本年10月から施設利用者のホテルコストの自己負担を求めることで在宅介護との不公平感の是正を図るとしているが、介護保険に対する市の費用負担に影響があるのかとただしたところ、理事者より、現状は特老などの施設入居者の家賃や光熱費などホテルコストの大部分は介護保険で賄っており、多くの自治体が膨張する施設入居者の給付費に頭を悩ませている状況も勘案すると、介護保険財政の視点から見れば、この利用者の自己負担の見直しによって市の負担は軽減されることになるとの答弁がありました。

以上、委員会審査の概要について申し上げましたが、何とぞ適切なる御審議、御決定を賜りますようお願い申し上げまして、市民福祉委員会の報告を終わります。

○田中堅太郎議長 次に、建設農林委員長の報告を求めます。

○3番岩田忠義議員 議長

○田中堅太郎議長 岩田忠義議員

〔3番 岩田忠義議員 登壇〕

○岩田忠義建設農林委員長 それでは、ただいまから建設農林委員会の御報告を申し上げます

す。

当委員会は、去る3月18日、関係部課長の出席を得て、付託を受けました一般会計予算を初めとする議案9件につきまして理事者の詳細な説明を求めるとともに、質疑応答など慎重なる審議を行いました。その審査結果につきましては、お手元に配付されております委員会報告書のとおり、いずれの議案も原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

それでは、審査の過程で特に議論され、あるいは委員より指摘、要望いたしました主な事項について、その概要を御報告申し上げます。

まず、中山間地域等直接支払い事業についてであります。

この事業は、中山間地域の農地の保全と農業、農村の有する多面的機能の確保を目的に、国の補助事業として平成12年から事業を推進してきたもので、本年度で5年間の事業期間が終了したところですが、平成17年度から第2期として引き続き事業を推進するための予算が計上されております。

委員より、事業を始めて5年が経過したが、その中で問題点はなかったか。また、この事業の普及を図るためモデル地区等を設定して広くアピールする方策を考えてはどうかとただしたのであります。

これに対し、理事者から、事業導入に伴う集落の実施状況については、県が設置した審査委員会が、旧大洲市は2度調査が行われたが、特に問題は指摘されておらず、一方の地元からは、この事業によってよりよい集落環境の整備ができ、また地域コミュニティの再生、活性化にもつながったという声を聞いており、事業を導入した効果は十分にあったと考えている。

また、2つ目のモデル地区の設置につきましては、現在のところ計画は持っていないが、先進事例等を紹介した雑誌の配布や、合併により広域となった大洲市の中で先進的な事例の紹介等により各集落に情報を提供し、事業の導入に

について呼びかけていきたいとの答弁がありました。

次に、地籍調査事業について申し上げます。

地籍調査事業は、旧大洲市と旧長浜町で実施しており、大洲地区では54.3%、長浜地区が93.3%の進捗率にあるとの説明があったのであります。

このことについて委員より、特に中心部の調査が残っていると聞いているが、事業完了をいつと見込んでいるのか。できるだけ早く完了することが税収の面から見ても望ましいと考えるが、委託をふやしたり職員の増員などによって実効ある対策を示してほしいという要望が出されました。

これに対し理事者から、長浜地区については平成22年くらいで完了する予定である。また、大洲地区については3年前から事業の拡張に努め、森林組合への委託あるいは2年前から一般業者へ測量の委託を行っている。このため、担当職員数は減少しているが、調査面積が広がるなど効果は出ている。市としても職員を増員してでも早く進めたいところではあるが、地権者との連絡調整などを行いながら事業を進める必要があるため、一気に範囲を拡張することが難しい面もあるが、できるだけ事業促進を図り、早期に完了できるよう努めてまいりたいとの答弁がありました。

次に、農地流動化奨励金交付事業についてであります。

この事業につきましては、認定農業者の育成と遊休農地対策を目的として農地に利用権を設定した場合に、その貸付者に対して面積及び期間に応じ奨励金を交付することとし、平成14年度から16年度まで、旧大洲市の単独事業として3年間推進を図ってきたものであります。委員より、この事業の成果を見て継続するかしないのか判断をすべきではないかという意見が出されました。

これに対し理事者から、事業の効果としては

3年間で6ヘクタールの遊休農地を認定農業者が規模拡大のために利用されたことにあり、今後についてはその成果を踏まえ、引き続き事業を継続することとし、特に国営団地を優先的に賃貸借いただくよう計画し、本年度からは全市域を対象に事業導入を図ってまいりたいとの説明がありました。

次に、昨年8月の台風16号による洪水により、東大洲に設置した二線堤内の浸水区域となった農地の浸水被害面積と補償の基準について質問が出されたのであります。

これに対し理事者からは、浸水被害は農地28.7ヘクタールを想定して現在確認中であり、農作物の補償ではなく、拠点地区の治水安全度を高めるために土地を一時的に使用したことに伴う補償として、休耕地は標準小作料の下畑を利用し10アール当たり3,000円、路地の作付がない場合は、標準小作料の上畑を利用し2万6,000円、路地の作付があった場合は10アール当たり4万円。ハウスのように管理が要るもので作付がある場合は、10アールあたり6万円を支給し、損害を補償するものであるとの説明がありました。

次に、市単独のがけ崩れ防災対策事業の採択要件について委員より、県のがけ崩れ防災対策事業を施行したにもかかわらず、その後上部からがけ崩れが発生したとの事例が出ているが、その場合はどのような補助を受けることができるかとただしたのであります。

これに対し理事者より、国及び県の補助事業の対象とならない箇所については、地元が事業主体になって行う市単独補助事業があるが、採択基準は、まず人家が1戸以上あること。裏山のがけの高さが3メートル以上であり、傾斜度が30度以上であること等となっている。当該の事例は、下部からでなく上部の崩壊であるため崩壊箇所の事業採択は難しいが、人家に直接影響のある場合、下部からの構造物等であれば対応できるとの答弁がありました。

次に、公共下水道事業について、委員より、  
肱南地区の公共下水道処理施設は平成7年度より  
供用開始し、肱北地区についても平成20年度  
の供用開始を目指し事業を進めているところだ  
があるが、現在の肱南地区の中心市街地は、空き  
店舗や空き家がふえている状況を見ても、今後  
の水洗化率の向上は難しいと懸念されることから、  
現在の水洗化率と今後の推進方法について  
ただしたのであります。

これに対し理事者より、肱南地区の全体的な  
普及率は80.4%であるが、中心部では50%台の  
地域がある。推進運動は継続して行っている  
が、古い借家や高齢者宅が多く、接続の願  
いをして難しい状況となっている。この主な  
問題点は、城下町という住宅事情から改造費が  
高額になっていることが上げられ、現制度の  
改造資金貸付額を見直すなどの対応を考えない  
と水洗化率の向上にはつながらないのではない  
かと考えている。ただ、老朽化した住宅の建て  
かえの際には、必ず公共下水道へ接続されるた  
め、少しずつではあるが接続件数が増加してい  
ることもあり、今後ともこの事業の普及に一層  
の努力を重ねてまいりたいとの答弁がありました。

次に、水道使用料について、委員より、大洲  
市の使用料と長浜町の使用料の差についてで  
きるだけ早く解消すべきと考えるが、いつごろ  
までに調整されるのかとただしたところ、理事  
者より、一、二年という短期間で格差をなくす  
ことは非常に難しいが、現在の状態が続けば水  
道事業会計も財政的に逼迫し、非常に厳しくな  
っていくことが見込まれるため、今後事業の見  
直し及び拡張事業も視野に入れながら料金の統  
一を検討してまいりたいとの答弁がありました。

以上、当委員会に付託を受けました議案の審  
査経過並びに結果につきまして申し上げまし  
たが、よろしく御審議の上、適切な御決定を賜  
りますようお願いいたしまして、建設農林委員  
会の報告を終わります。

○田中堅太郎議長 次に、文教委員長の報告を

求めます。

○47番久保幸信議員 議長

○田中堅太郎議長 久保幸信議員

〔47番 久保幸信議員 登壇〕

○久保幸信文教委員長 それでは、ただいまか  
ら文教委員会の御報告を申し上げます。

当委員会は、去る3月23日、関係理事者の出  
席を得て、付託を受けました一般会計予算の議  
案1件につきまして、慎重なる審査を行いました。  
その審査結果につきましては、お手元に配  
付されております委員会報告書のとおり、原案  
のとおり可決すべきものと決したのであります。

それでは、審議過程で特に議論され、あるい  
は委員より指摘、要望いたしました事項につい  
て、主なものにつき概要を御報告申し上げます。

初めに、教育費全体での予算状況についてで  
あります。

委員より、前年度比10.5%減となっているそ  
の要因についてただしたところ、理事者より、  
今回の当初予算は合併に伴う骨格予算であり、  
教育に要する管理費及び工事請負費等の政策的  
な経費を計上していないのが主な理由であり、  
6月の補正予算以降には、それらを順次計上し  
ていく計画であるとの答弁がありました。

次に、校舎等の改修工事についてであります。

阪神・淡路大震災の発生以降、日本各地で地  
震による被害が多発する中、老朽化している校  
舎の改修工事を求める声も高くなっておりま  
す。今予算にも校舎の改修等工事費が計上され  
ておりますが、委員より、この改修工事は耐震  
診断等調査の結果に基づき実施しているのかと  
ただしたのであります。

このことに対し理事者より、この調査の中で  
耐震化優先度調査は文部科学省からの通達を受  
けて平成15年度から3カ年で実施するもので、  
昭和56年以前に建てられたすべての建物を対象

としており、大洲市では平成17年度中にすべての校舎において実施完了の予定であると説明がありました。

また、この昭和56年以前の建物が調査の対象とされた背景には、当時の建築基準法では規制がかからなかったことにより阪神・淡路大震災で昭和56年以前に建てられた建物の多くが倒壊したため、調査基準が設けられたものでありました。さらに、調査結果により、優先順位を設け、建てかえの必要があるのかないのか、補強で対応できないか等の再調査を行い、国・県と協議を進めてから建てかえまたは改修工事となるため、本予算での調査業務と改修工事の関連性はないとのことでありました。

次に、大阪府の児童殺傷事件以降見直しが議論されている学校での安全対策について、大洲市の状況と対策について具体的な説明を求めたところ、不審者の侵入防止対策として、本予算にもフェンスの修理等を計上しており、今後も可能な限り防止策を実施していきたいとの答弁がありました。

また、その他の安全対策として、インターホン装置と非常通報装置の設置があり、インターホンについては、旧大洲市内では全校に設置をしており、その他の地域は検討中である。また、非常通報装置については、ボタンを押すと愛媛県警に直接つながり、県警から大洲警察署に出動命令がなされるシステムで、順次導入予定であるとのことでした。

これに対し委員より、警察だけに頼るのではなく、教育委員会内部での管理体制についてただしたところ、各学校では学校長の指揮管理のもと、地域や規模などその学校に見合った管理マニュアルが作成されているため、教育委員会として統一した指導をすることには問題がある。ただし、地域住民を初め、一人でも多くの人が学校の安全、地域の安全に目を向けてもらえるよう、繰り返し注意喚起に取り組んでいくとの答弁がありました。また、最近各地で頻発

する地震等の災害時に備えた避難訓練の実施状況について説明を求めたところ、各学校で作成された危機管理マニュアルに沿った訓練を防犯については年1回、防災については年2回程度実施しており、最近では保護者や地域住民も加わった訓練を行っているところもふえているとの説明がありました。

このことに対し委員からは、防災訓練は命にかかわる問題であり、災害は予測できない。訓練の過剰ということではなく、いろいろな状況を想定し、適切な対応がとれるよう取り組んでほしいと要望いたしました。

次に、いじめ、登校拒否問題などに対する対策で、学校教育相談員についての説明といじめや不登校の現状についての報告を求めたところ、旧大洲市内では国の事業でハートなんでも相談員を3校の中学校に配置し、また長浜中学校と大洲北中学校にはスクールカウンセラーを配置し、生徒の相談業務を行っている。さらに、月1回、各学校の担当者が集まる連絡協議会を開き、意見交換などを行っているとの説明がありました。また、相談員が設置されていない学校については、設置基準などの問題もあるが、要望があれば対応を検討したいとの答弁がありました。

いじめや不登校の現状では、3月1日現在でいじめについては小学校2件、中学校6件、不登校については小学校6名、中学校12名との報告がありました。特に、不登校傾向の児童・生徒数は、平成13年には四、五十名あったのが、短期間で激減し、このことは全国的に見てもほかに類を見ない状況であり、この要因としてふれあいスクールを中心とした研修会、講演会へ先生や保護者が積極的に参加することで不登校への対応についての理解が深まった成果であると考えたとの説明がありました。

最後に、旧長浜町の末永家住宅の管理計画についてであります。

委員より、経過と予算措置についての詳しい

説明を求めたところ、理事者から末永家住宅とは平成15年1月31日に旧長浜町の末永家の旧主屋と百帖座敷が国登録有形文化財に指定されたものであり、平成16年9月に所有者からその建物、蔵、樹木等について町に寄付採納され、現在は市の建物となっている。また、その土地については、所有者との協議で月額18万円で10年間借り上げる契約をしており、今後土地建物を有効利用し、周辺施設と連携したまちづくりに活用したいと説明がありました。

これを受けて委員から、今後施設の維持修繕費や管理事務所の建設費等に膨大な経費がかかることから、収益の見込みやまちづくりにどのような効果があるのかといったことを研究し、実効ある計画を策定して、むだな投資とならないよう十分精査していただきたいとの要望がありました。

以上、委員会審査の概要について申し上げましたが、何とぞ適切なる御審議、御決定を賜りますようお願い申し上げまして、文教委員会の報告を終わります。

○田中堅太郎議長 以上で委員長の報告は終わりました。

委員長報告に対する質疑は発言通告がありません。したがって質疑を終結し、討論を行います。

発言の通告がありますので、これを許します。

まず、梅木加津子議員の発言を許します。

○51番梅木加津子議員 議長

○田中堅太郎議長 梅木加津子議員

〔51番 梅木加津子議員 登壇〕

○51番梅木加津子議員 それでは、議案第9号平成17年度大洲市一般会計予算に対する討論をいたしたいと思います。

初めに、シルバー人材センターの旧町村への周知と実施、学童保育の喜多児童館での実施など期待します。市長も本会議の中で、各支所に行き、懇談会を市政に反映したいと言われまし

たが、多くの旧河辺村住民の皆さんが新市長を選挙で声は聞いたが見たことがない、会いたいと言われます。こうした住民の皆さんとともに、ぜひ早期においでいただくように御案内をしたいと思います。

さて、今日、小泉内閣の痛みを強いる政治で市民の皆さんの暮らしは壊滅的な打撃を受けています。若者は就職先がなく、未来を見据えて生きる気力を奪われ、子育て中の親御さんは、子供の教育費の捻出に懸命です。働く人は、失業、賃下げの危機の中で生活不安に脅かされています。お年寄りも、もらう年金の引き下げと老後の暮らしが脅かされています。さらに、ことは老齢年金控除の廃止、年金保険の引き上げ、国立大学授業料の引き上げ、配偶者特別控除の部分廃止、商売を営む方たちから赤字でも税金をむしりとる免税店の引き下げなど、さらに国民負担が強いられています。重税は戦争の始まりと言いますが、憲法改正議論がいよいよ本格化し、アメリカと一緒に戦争をする国づくりが進められています。こうした国の政治のもとで、大洲市の平成17年度の一般会計予算の見方の基本を予算が市民に新たな負担、暮らしへの予算を削減していないか、市民の合意が得られているか、十分な説明がなされているのか、いかに多くの人のためになるのかに置きます。

さて、国の予算では、05年は全体として04年度と比較して大きく変化することはない、国民、住民の暮らしに直接の影響は少ないと言われています。ところが、市長の議案説明では、国の地方財政の中で臨時財政対策債と地方交付税の4.5%の減額が言われていますが、地方税が3.1%の伸び、9,958億円、合計3兆3,189億円について触れられていません。全面的な地方財政の動向をもとに予算の説明をすべきです。市民に財政が大変だからと住民サービスを後退させる要因かのような説明は適当ではありません。また、今日三位一体による国の税源移譲が十分

行われていないことに見るように、国の言いなりでは地方自治体で暮らす住民の暮らしは守れません。大洲市の地方税の伸びには、住民税が2,000円から3,000円に引き上げられ、これにより大洲市では1万5,800人、1,580万円と配偶者特別控除の廃止、4,100人、4,400万円の計5,980万円が含まれています。今、苦しいのは、国や自治体の財政よりも国民、市民の暮らしであることを市政運営で忘れてはならないと思います。ところが、聖域なき改革と受益者負担の見直しが答弁されました。どんなに財政が厳しくなっても、各種の重い税金を既に、またこれからも強いられる市民に新たな受益者負担は強いてはならないと思います。

合併の調整原則は、サービスは高い方に、負担は低い方ということでしたが、老人施術補助の減額、補聴器補助、4歳未満児までの医療費の補助、寝たきり等老人介護手当などが骨格予算であるにもかかわらず予算化されていませんでした。6月の補正で見直しを求めます。

少子化対策が言われているのに、幼稚園の入園料、保育料の値上げ、保育園の保育料の引き上げがされます。保育予算は一般財源化されて確保されているのに、引き上げの必要があるのでしょうか。

山鳥坂ダム建設問題は、市民の意見の分かれる問題です。

人権啓発課の新たな設置は、多くの自治体が一般行政に移行している中で、市民の合意が得られているのでしょうか。

市政運営の所信が貫かれる予算は、こうした問題があり、骨格予算ではありますが、反対いたします。

○田中堅太郎議長 次に、中野茂明議員の発言を許します。

○56番中野茂明議員 議長

○田中堅太郎議長 中野茂明議員

〔56番 中野茂明議員 登壇〕

○56番中野茂明議員 私は、通告しております

た議案第9号平成17年度大洲市一般会計予算案に対して反対の討論をいたします。

まず初めに、大洲市大森市長は、先般の市長選挙において、当初の公約は、公約を言いますと、今までの行政を踏襲して、若くて新しい人にやっていただきたいというふうなことの公約であったと認識をしておりますが、選挙が三つどもえになりますと、その公約が変遷され、新たに財政改革を加えられたと、このように私は認識をしとります。それによって選挙戦を制せられましたことに対し、まずはこのことに対してはエールを送る次第であります。

しかし、平成17年度の一般会計予算を、市長の公約とはかけ離れたものではないかと、このように思います。ここに本会議におきまして市長は、提出議案説明の中で、真の実効ある行財政改革に取り組む必要がある、予算は義務的な人件費、扶助費、公債費、維持管理費などとはどめてある、このようなことでございましたが、考えるのに、財政を立て直すのに義務的費用から手をつけなければならないと思います。聖域をつくるべきではないと考えます。今、国においても人事院が公務員の給料を引き下げるとを前提として話し合いも持たれておると、このように聞いております。また、県でも同様な県職員の給料の減額あるいは定員の減、機構の改革を検討なり実行されてきております。財政の硬直化により、知事公舎さえ売りに出さなければならない、予算の足しにしなければならない、こういうふうな事態でございます。

そういうふうな状況下において、大洲市でも一段と財政は厳しいものと思います。そうした中、なぜこの提出議案の要綱を見ますと、人件費が前年度対比5%ふえとる。金額で2億6,200万円も大幅に引き上げておられる。市長が言っておられた、特別職の報酬のカットでは到底間に合わないのではないかと、このように思います。

次に、土木費でございます。土木費のダム対

策費であります、いまだダム工事というのは認められておらない。それなのになぜ大金をつぎ込むのか。内容であります、総額で3,275万9,000円、そのうち国が出す金は1,200万円、あとは一般会計から2,000万円に余る金を支出せにゃあいかん。なぜ大洲が多額の負担を強いられにゃいけんのか。一般市民から考えると、これはおかしいことではないか、疑念があるところであります。どうしても必要なら、全額国に負担をしてもらおうというふうなことではないかと思えます。

ダムをつくると言い出したのは、河川管理者である国であります。負担は当然のことであろう、私は思います。

ここで言うておかなければならないことがあります。だれかの一般質問と、また答弁の中にありましたが、肱川河川整備計画の中で、ダムに関しては、さきの市長選挙でダムづくりに2万2,000余の合意を得た、このように言われておりました。また、有友議員の質問で、本件は市長選挙では目的が違うので間違いではないかという問いに対し、再度答弁で2万2,000の合意を得たと言うて胸を張られました市長は。それは、間違いであります。その証拠は幾つもあります。数々あります。

理由の一つを言いますと、市長には少々耳に痛いかもしれませんが、ダム反対のメンバーの人が大森選挙事務所の中で選挙活動をしておられたという事実がある。こういうことを考えておると、市長、思い違いをされておる。考え直しをしていただきたい、このように思います。

次に、土木費でございます。土木費の地方拠点都市基盤整備費の中で、二線堤の水害被害補償費となっております。先ほど委員長の方から、あれは作物の被害ではないというふうな御説明もあったかと思えます。これ、なぜ補償費になるのか。1,100万円。このことは、平成16年8月末の16号台風で洪水があったものと思われま。この時期に起きたものが今になって

なぜ出てくるんですか。二線堤を遊水地だ、ほやから補償もせにゃあいかんというふうなことであるなら、遊水地という名前のつくところは十分あるんでしょうが。そこへも補助がせられるべきじゃないですか。他に被害があったと思わない。補償しなければならない。なぜかまたこれが一般会計から支出せられる。二線堤をつくるのに20億円もかけながら、あとの始末は市にせえよ、そういうふうな言い方では筋は通らなと思います。全額国で負担すべきだと、このように思います。

また、本件については、治水対策を十分にしないまま、地方拠点都市を指定したことに大きな原因がある。

（「そうじゃ」と呼ぶ者あり）

こういうふうな失策をだれが責任とるんですか。どこに責任があるんですか。このことを市長さん、よく考えてみてください。

以上のことで、議案第9号平成17年度の一般会計に反対をいたします。

以上。

○田中堅太郎議長 次に、大野新策議員の発言を許します。

○50番大野新策議員 議長

○田中堅太郎議長 大野新策議員

〔50番 大野新策議員 登壇〕

○50番大野新策議員 私は、第9号議案17年度大洲市一般会計予算及び第10号議案国民健康保険特別会計予算、第12号議案老人保健特別会計予算、第13号議案介護保険特別会計予算の4議案、そして愛媛県地方最低賃金の引き上げと最低賃金制の抜本的な改正を求める請願、パートタイム労働者の均等待遇実現を求める請願の委員長報告に対しまして反対の討論を行います。

まず、第9号議案平成17年度大洲市一般会計予算であります、大洲市の最大の問題であります山鳥坂ダム問題に対する対応は、ダム建設ありきの姿勢であります。肱川町では、ダム対策費の委託金1,234万8,000円で、国土交通省の



委託事業が行われておりますが、立ち退きを迫られる岩谷地区の生活再建にはほど遠い、チョウザメ飼育が1世帯、コゴミ生産農家が昨年2世帯ふえたと言われますけれども、7世帯となっていると説明をされました。農家の意欲的な取り組みとしては評価をしますけれども、ダムが建設されて地域の生活環境や産業振興が進むとは思われません。

肱川町では、ダムを町おこしの起爆剤にすると、四国電力の発電、県営発電と治水を兼ねた鹿野川ダムが昭和30年代に既に完成をしています。当時は、確かにダム湖に汽船を走らせてボートなども浮かんでおりました。また、国道の周辺には民宿も建ち並んでおりましたけれども、今ではその面影もありません。

市長は、ダム賛成が、先ほども触れられましたけれども2万2,000あったと答弁をされました。市長選挙は、ダム問題だけではなくて政策が議論された結果の2万2,000の票があったというだけであります。ダム問題に限っては、住民投票の結果でないということは明らかであります。県内でも、貴重な自然と清流を残る河辺川をつぶして、1,000億円もかけてダム建設のレールづくりとなる17年度予算案を認めることはできないのであります。

また、市長の重点公約の一つである阿蔵・高山用地問題でも重大な問題と認識をしている、時間をかけて民間の声も聞いて検討すると答弁をされましたが、市長は言われるほどの緊急焦眉の課題として認識しておられるのかも疑問であります。

また、総務費について、総務管理費のうち、裁判関係費用220万円が計上をされております。そのうち190万円が、訴訟事件弁護委託料であります。私は、裁判中の住民投票を求める受任者の一人ではありますが、裁判では、大洲市はプライバシーの侵害として地裁でも高裁でも敗訴をしています。取り下げて和解を行うように求めるものであります。

民生費の敬老年金、敬老会などの敬老事業を見ましても、3年間地域限定により現行制度それぞれの地域ごとに適用し、その間に他の福祉施策とあわせて総合的に調整するとして4,293万円が提案をされておりますけれども、他の福祉施策に合わせることでサービスの低下も心配をされるところであります。

第10号議案の国保特別会計予算についてであります。17年1月から住宅ローン減税の縮小、老年者控除の廃止、4月からは国保料の引き上げも予定をされております。一般質問でも触れましたけれども、国民負担はメジロ押しに計画をされており、国保料は1世帯当たり平均13万8,926円、1人当たり平均7万585円と計上をされておりますけれども、国保料の引き上げはますます滞納者増加の悪循環を生みます。国に対して負担率の大幅引き上げを要求をして、加入者負担を引き下げるべきであります。

第12号議案老人保健特別会計についてであります。対象は70歳から75歳に引き上げられ、ますます改悪が進んでおります。大洲でも、1人当たりの平均医療費が76万4,119円で、前年度比4.8%ふえたとして、70億8,874万円が計上されておりますが、老人医療の無料化は私たちの運動で国の制度として行われてきた経過があります。老人保健事業の発足で、年々改悪をされてきた経過もあります。

また、第13号議案の介護保険特別会計については、介護保険制度実施前までヘルパー利用料3%が6%に、そして今回10%で予算化されて負担増になっております。10月には、施設入所者に部屋代、食事代などホテルコストを導入する計画などが準備をされており、収入の少ないお年寄りが施設から追い出される、入所もできない、そういう状況も生まれようとしています。

また、18年度からは第3期計画に基づく事業計画が進められますけれども、1号被保険者の対象年齢の引き下げも議論されており、第10号

議案、第12号議案及び第13号議案は民生福祉にかかわる予算でありまして、改悪に次ぐ改悪で負担は高く、サービスは低く抑えるという国の制度をそのまま大洲市が引き継ぐものでありまして、改めて反対を表明するものであります。

次に、請願について不採択という委員長報告に対する反対討論を行います。

まず、愛媛県地方の最低賃金の引き上げと最低賃金の抜本改正を求める請願についてであります。愛媛県の最低賃金は612円で、全国平均660円から見ましても低い、月176時間、1日8時間、22日勤務して働いても10万8,000円程度にしかならず、実際にこの10万8,000円で生活体験を行ってみただけでも、最低賃金のこの水準では食べるだけが精いっぱい、病気になっても病院にいけないなどなど、まともな生活は送れない、こう言われています。企業は、人件費抑制のためパートや派遣労働者をふやしており、多くの青年がフリーターとなって自立できないでいる現状があります。パートや臨時などの時間給の労働者と正規労働者の賃金、労働条件の格差是正と待遇改善が求められています。そのためにも、最低賃金の引き上げが重要であります。今の最低賃金制度は、全国的に一貫した仕組みをつくり、賃金の社会的な下支えをする最低賃金に引き上げと全国一律最低賃金制度の法制化を行って、現行の地域最低賃金を時間給1,000円以上、日額7,400円以上、月15万円以上に引き上げ、また地域間の格差をなくすること、全国一律の最低賃金制度を公正化すること、産業別最低賃金制度は廃止しないこと、この3点について国に意見書を提出してほしいというものであります。

また、請願第2号は、パートタイム労働者の均等待遇実現を求めるものであります。

近年、企業は正規労働者を削減し、パートや派遣労働者への置きかえを進められております。全国で1,500万人を超える、雇用者総数の3割を占めています。愛媛でも、55万人の雇用

者のうち、約4万人がパートや派遣労働者である。その多くは女性であり、年収300万円以下のものが男性で17.8%に対し、女性は63.8%と国税庁の14年度調査でも報告をされており、女性パートの給与水準は男性労働者の44.5%、平成16年度版の男女共同参画白書でも報告をされています。10年前にパートタイム労働法が制定をされましたが、ますます格差が広がっている。ILOパートタイム条約の指針に基づいて均等待遇を明記した実効あるパートタイム労働法に改正を行って、ILO175号条約の早期批准を行うよう意見書をつくって国に要請をしてほしいという内容のものであります。

委員長報告は、大洲市を含め、県下の景気経済が冷え込んでいる中では企業も安定雇用の努力をしなければならないが、景気経済の回復は優先されなければならない、こう言われました。また、パート労働者の待遇改善を求める請願も、厳しい経済情勢野の中で、労使双方の立場に立った慎重な議論が必要として不採択にしたと報告をまとめられました。

憲法25条では、健康で文化的な最低限の生活を営む権利がうたわれております。また、働く際の労働条件は、人たるに値する生活を営むための必要を満たすべきものでなければならないと労働基準法の第1条に記されております。大洲市議会が市民一人一人の生活と働く人たちの労働条件を改善をし、豊かで安心して住める地域づくりという立場に立つならば、当然国に対して改善を求めるべきであります。議会の役割もここにあると私は考えます。

私は、2つの請願をぜひ採択して、国に対し意見書を提出していただくように、議員の皆さん方にもお願いをし、反対討論を終わります。ありがとうございました。

○田中堅太郎議長 以上で討論を終結し、採決を行います。

まず、第9号議案平成17年度大洲市一般会計予算を採決いたします。

この議案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○田中堅太郎議長 起立多数であります。したがってただいまの議案は原案のとおり可決されました。

次に、第10号議案から第24号までの議案15件を一括して採決いたします。

これらの議案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○田中堅太郎議長 起立多数であります。したがってただいまの議案15件は原案のとおり可決されました。

次に、第25号議案から第27号議案までの議案3件を一括して採決いたします。

これらの議案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○田中堅太郎議長 起立全員であります。したがってただいまの議案3件は原案のとおり可決されました。

次に、第47号議案大洲市総合計画審議会条例の制定についてを採決いたします。

この議案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○田中堅太郎議長 起立多数であります。したがってただいまの議案は原案のとおり可決されました。

次に、第48号議案から第50号議案までの議案3件を一括して採決いたします。

これらの議案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○田中堅太郎議長 起立全員であります。したがってただいまの議案3件は原案のとおり可決されました。

次に、請願について採決を行います。

まず、請願第1号愛媛県地方最低賃金の引き上げと最低賃金制度の抜本的改正を求める請願書につきましては、委員長報告は不採択であります。よって本件は原案について採決いたします。

本請願を採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○田中堅太郎議長 起立少数であります。したがってただいまの請願は不採択と決しました。

次に、請願第2号パートタイム労働者の均等待遇実現を求める請願書につきましては、委員長報告は不採択であります。よって本件は原案について採決いたします。

本請願を採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○田中堅太郎議長 起立少数であります。したがってただいまの請願は不採択と決しました。

~~~~~

○田中堅太郎議長 次に、日程第3、議員在任特例検討特別委員会に付託中の調査事件については、会議規則第45条第2項の規定により、同委員会より中間報告を行いたいとの申し出がありますので、これを許可します。

○46番東信利議員 議長

○田中堅太郎議長 東信利議員

〔46番 東信利議員 登壇〕

○東信利議員在任特例検討特別委員長 それでは、ただいまから議員在任特例検討特別委員会の御報告を申し上げます。

当特別委員会は、1月26日の平成17年第1回臨時会において、大洲市議会議員の在任特例等について改めて調査検討を行い、その適否について結論を見出すために設置されたものであります。

その後、当委員会では、合計5回の会議において慎重に調査検討を行いましたので、以下その審議経過と現時点での到達状況につきまして

御報告申し上げます。

まず、この特別委員会の進め方として、この議員在任特例の件につきましては、事件の重要性にかんがみ3月定例会最終日までには何らかの方向性を見出し、報告できるよう集中的な審議の必要性があるということを確認し、そして審査及び調査の方法としましては、近隣の合併事例及び全国の類似都市の動向を初め、当大洲喜多合併協議会での議員在任特例の選択に至るまでの経緯、あるいは合併前後の議会関係経費などを重点的に調査いたしました。

それでは、この調査検討の概要について申し上げます。

初めに、市町村合併の目的である行財政の効率化という観点からすれば、当然議員報酬も勘案した形で検討を行う必要があるという意見がありましたが、まずは在任特例による議員の任期10カ月延長ということが果たして適当なのかどうかということをきちんと確認しておく必要があるという視点で、まずはこの在任特例の期間、10カ月について協議し、その次の段階で報酬を含めた財政問題及び住民サービス等々の問題を協議することにいたしました。

なお、議員報酬の問題につきましては、いまだ在任特例期間の報酬額が示されていない段階にあることから、この特別委員会で取り上げるべきではないとの意見が出されたため、合併協議会で決定し、現在暫定的に引き継いでいる旧市町村の議員の報酬額で財政の検討を行いました。

そこで、大洲喜多合併協議会で決定されました在任特例期間の10カ月についてありますが、県内外の合併市町村の在任特例と住民運動の状況についての資料を確認しながら協議を行いました。多くの委員から合併協議会において各市町村が検討項目ごとにそれぞれの市町村へ持ち帰り、協議を行いながら決定したものであり、この決定には重みがあり、基本として考える必要があるとの意見が出されました。

また、時期的に10月までと決定したのは、3月定例会に出される当初予算は、人件費や経常経費を主としたいわゆる骨格予算であるため、次の6月定例会及び9月定例会での補正予算で合併の経過、趣旨を理解した議員が政策的経費や新規事業費など新市発足の過渡期における予算審議を行う必要がある。さらに、議員定数が30人になると、周辺部は大幅に議員数が減少することから、この在任特例を十分に活用し、地域の実情や要望を新市に少しでも反映させていきたいなどの意見が多く出されたのであります。

続いて、合併による議会費全体の財政的な効果を検証するため、合併前後の状況について調査を行ったのであります。その結果は、前年度、前々年度と合併後の新年度の議会費を比較しました結果、合併により約5,000万円の経費削減となっていることを確認したところであります。

以上のことから、大洲市の議員在任特例10カ月の妥当性については一応の確認はできたわけですが、これに対して、在任特例に異論をとる住民の声や住民感情を無視することはできないという意見が出されたのであります。

また、3月4日には、市議会議員4名による大洲市議会の早期自主解散を実現する議員連盟から議員報酬による多額の財政支出が迫られ、議員在任特例に反対する多数の市民との軋轢を避けることができないため、3月の定例会をもって自主解散の決議を行うよう議長並びに当委員会委員長あてに申入書が提出されるなど、同じ議員の間でも賛否が分かれていることも事実であります。このような状況下ではありますが、今後大洲市議会の在任特例をどうするのか、慎重に調査検討することが本特別委員会の最終目的でありますので、今まで問題別に協議してきた事項を総合的に判断し、委員一人一人の考えをもとにして妥当な結論に到達できるよ

う議論を進めてまいりました。

そして、この主たる意見としては、まず今どこでも議員在任特例に対する住民運動が起きており、大洲市でも行財政のスリム化を考えると10カ月延長は難しいのではないか。今定例会の市長の議案説明でもあったように、平成17年度当初予算案は骨格予算であるということをかながみると、3月での自主解散は無責任であり、合併後の大洲市の一体感と発展に支障を来すことのないよう方向性が示される6月定例会後に速やかに自主解散すべきであるという意見が出されました。

一方、本年度の政策がほぼ確定することとなる9月定例会に上程される補正予算案を見てから解散というのが合併当初からのねらいであり、なおこのことを望むという委員もありましたが、委員の大多数は現時点において6月定例会閉会時に解散すると決定をしておくのではなく、6月定例会に上程される予算を見きわめ、合併後に調整するとされた各種事務事業等が順調に進められていると確認できるようであれば、自主解散すべきかどうか、その時点で選択をすることが適当であるという意見が出されたのであります。

このようなことから、当委員会の結論といたしましては、6月定例会に補正予算案が上程された時点で、再度委員会を開き、改めて結論を出すこととし、この問題は継続して審議することと決定した次第であります。

以上、当委員会での調査検討の状況であります。いまだ先行き不透明な新市の情勢に加え、当面する課題は山積しており、引き続きさまざまな観点から研究を重ねるとともに、執行部とも連携を図りながら時宜を得た提言を行うことができるよう慎重に審査していくものであることをあわせて報告し、議員在任特例検討特別委員会の中間報告といたします。

○田中堅太郎議長 以上で委員長の報告は終わりました。

委員長の中間報告に対する質疑は、発言通告がありません。よって以上で中間報告を終わります。

~~~~~

○田中堅太郎議長 次に、日程第4、第51号議案から第63号議案までの議案13件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○大森隆雄市長 議長

○田中堅太郎議長 大森市長

〔大森隆雄市長 登壇〕

○大森隆雄市長 それでは、追加議案として御審議をお願いいたしております第51号議案から第63号議案につきまして一括して御説明を申し上げます。

まず、第51号議案大洲市長等の給与の特例に関する条例の制定についてを御説明申し上げます。

本議案は、市長、助役及び収入役、いわゆる三役の給料月額等を定めております大洲市特別職の職員の給与その他の給付に関する条例並びに教育長の給料月額等を定めております大洲市教育長の給与、旅費及び勤務時間その他の勤務条件に関する条例の規定中、それぞれの職の給料月額を減じるための特例条例を定めようとするものでございます。その内容につきましては、三役及び教育長の給料月額を現行の給料月額からそれぞれ10%相当額を減じて得た額にしようとするものであります。その結果、市長の給料月額は94万2,000円が84万7,800円に、助役の給料月額は73万1,000円が65万7,900円に、収入役の給料月額は64万円が57万6,000円に、教育長の給料月額は61万1,000円が54万9,900円に引き下げられるものでございます。この引き下げにより、三役及び教育長の給料は、県下11市の中で現段階ではいずれも最下位の額となるものであります。

なお、本条例につきましては、その施行日を本年4月1日からとし、有効期限を3年間と定

めております。

以上が議案の概要でございます。

私自身のことはさておき、厳しい内容ではありますが、財政再建のための一手段として、私が選挙公約に掲げてまいりましたものでありますので、ぜひ御理解を賜りたいと存じます。

なお、提案に際しましては、3月22日、大洲市特別職報酬等審議会を開催し、そうした措置を講じることが望ましいとの答申を得た上で御提案申し上げた次第であります。

次に、第52号議案大洲市集会所条例の一部改正について御説明申し上げます。

平成16年度の愛媛県地域環境整備事業により、富士集会所及び上小藪集会所が新築されました。旧大洲市の富士地区は、平成13年に新設された地区で、集会所はなく、住民から地区専用の集会所の建設が強く望まれておりました。旧肱川町の上小藪地区は、地区で整備した集会所が老朽化し、使用に支障を来しておりましたので、住民からの集会所の新築が強く望まれておりました。それぞれ平成17年3月25日、3月22日に事業完了となりましたので、今回大洲市集会所条例に追加するものでございます。

次に、第53号議案大洲市報酬及び費用弁償等支給条例の一部改正についてを御説明申し上げます。

本案は、同条例別表第1に規定しております大洲学園嘱託医の報酬につきまして、厚生労働事務次官通知による障害児及び知的障害者施設措置費等の国庫負担金交付要綱の一部が改正されたことに伴い、条例の一部改正をしようとするものであります。

その改正内容につきましては、嘱託医の報酬を年額33万480円から32万6,880円に3,600円を引き下げるものであります。

なお、本条例の施行日は、本年4月1日からでございます。

次に、第54号議案及び第55号議案につきまして御説明申し上げます。

平成17年4月1日から双海町及び中山町が伊予市と合併して伊予市として発足することになりましたので、大洲・喜多衛生事務組合を組織する地方公共団体の数の減少並びに同組合及び内山衛生事務組合規約の変更に伴い、市町村の合併の特例に関する法律第9条の2、第1項の規定により、関係地方公共団体の協議が必要となりますので、議会の議決を求めるものであります。

次に、第56号議案から第63号議案につきましては、愛媛県内の市町等で組織する広域的な一部事務組合に関する議案でございまして、平成17年4月1日から愛媛県消防団員等災害補償退職報償金組合、愛媛県市町村交通災害共済組合、愛媛県自治会館管理組合及び愛媛県町村議会議員公務災害補償等組合が、愛媛県市町村職員退職手当組合に統合され、愛媛県市町村総合事務組合となること並びに伊予市、中山町及び双海町が合併し伊予市に、伊方町、瀬戸町及び三崎町が合併し伊方町となることなどに伴うものでございます。

それでは、関連する議案をまとめて御説明いたしますが、第56号議案から第59号議案につきましては、3月31日をもって当市が加入しております愛媛県消防団員等災害補償退職報償金組合及び愛媛県市町村交通災害共済組合を解散すること並びに同組合の解散に伴う財産処分に関し、地方自治法第288条及び第289条の規定により議会の議決を求めるものであります。

第60号議案及び第61号議案につきましては、3月31日をもって伊予市など合併に関係する6市町並びに愛媛県消防団員等災害補償退職報償金組合、愛媛県市町村交通災害共済組合及び愛媛県自治会館管理組合の3組合が愛媛県市町村職員退職手当組合から脱退することに伴い、同組合を組織する地方公共団体の数の減少及び脱退に伴う財産処分に関し、地方自治法第286条第1項及び第289条の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、第62号議案につきましては、4月1日から愛媛県消防団員等災害補償退職報償金組合など4組合において共同処理していた事務を、愛媛県市町村職員退職手当組合に承継すること並びに西条市、伊予市、伊方町及び大洲地区広域消防事務組合が、同日に愛媛県市町村職員退職手当組合から名称変更する愛媛県市町村総合事務組合に加入することに伴い、愛媛県市町村職員退職手当組合の共同処理する事務の変更及び同組合を組織する地方公共団体の数の増加に関し、地方自治法第286条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、第63号議案につきましては、第60号議案で御説明しました3月31日をもって伊予市など合併に関係する6市町及び愛媛県消防団員等災害補償退職報償金組合など3組合が愛媛県市町村職員退職手当組合から脱退すること、第62号議案で御説明しました4月1日から愛媛県消防団員等災害補償退職報償金組合など4組合において共同処理していた事務を愛媛県市町村職員退職手当組合に承継すること並びに西条市、伊予市、伊方町及び大洲地区広域消防事務組合が同日に名称される愛媛県市町村総合事務組合に加入することに伴い、愛媛県市町村職員退職手当組合規約の全部を変更するため、地方自治法第286条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、議案の概要について申し上げましたが、何とぞよろしく御審議の上、適切な御議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○田中堅太郎議長 以上で説明は終わりました。

議事の都合により会議時間を延長いたします。

これより議案に対する質疑を行います。

発言の通告がありますので、これを許します。

中野寛之議員の発言を許します。

○7番中野寛之議員 議長

○田中堅太郎議長 中野寛之議員

〔7番 中野寛之議員 登壇〕

○7番中野寛之議員 無所属の中野寛之です。ただいまより大洲市長等の給与の第51号議案大洲市長等の給与の特例に関する条例の制定について、1点だけ質疑を行いたいと思います。

まず、大森市長の選挙公約どおり、率先して給与の引き下げを行うことに対しまして、金額の多寡に関しましては多少の議論はあるとは思いますが、とりあえずは率直に評価をしたいと思っています。

さて、その中で質疑でございますが、この文面の中では、平成17年4月1日から3年間減額をすると、そのように記述があります。これは、なぜ3年間であるのか。また、この文面を読みますと、3年後にはまた元に戻すこともできるという含みもあるのではないかと、そのように読める文面でもございます。この点に関しまして、即断即決が信条でございます大森市長らしい明快な答弁をよろしくお願いいたします。私の質疑を終わらせていただきます。

○神元崇人事秘書課長 議長

○田中堅太郎議長 神元人事秘書課長

〔神元崇人事秘書課長 登壇〕

○神元崇人事秘書課長 中野議員さんの御質問にお答えを申し上げます。

給与を減じる期間の定め方には、任期中の4年間とするか、あるいは1年間とかいろいろな考え方はあろうかと思いますが、この3年間の定めにつきましては、愛媛県が知事等の給与の減額について平成14年4月から17年3月まで3年間の有効期限を設けておりますので、本市といたしましても決定に当たり、それを事例としたものでございます。

この措置につきましては、新居浜市においても本年の4月1日から本市と同様の措置を講じられる予定と伺っております。景気が上向き、減額措置など講じなくてもよくなる、社会全体

がそうになってほしい、そういうことを期待する3年間でもございます。3年たったらどうするのかという御質問でございますが、これは3年先にまた考えていきたいと思います。

以上、お答えといたします。

○田中堅太郎議長 以上で質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案13件につきましては、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田中堅太郎議長 御異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

本件に対する討論は、発言通告がありません。したがって討論を終結し、採決を行います。

まず、第51号議案大洲市長等の給与の特例に関する条例の制定についてを採決いたします。

この議案を原案可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○田中堅太郎議長 起立全員であります。したがってただいまの議案は原案のとおり可決されました。

次に、第52号議案及び第53号議案の議案2件を一括して採決いたします。

これらの議案を原案可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○田中堅太郎議長 起立全員であります。したがってただいまの議案2件は原案のとおり可決されました。

次に、第54号議案から第63号議案までの議案10件を一括して採決いたします。

これらの議案を原案可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○田中堅太郎議長 起立全員であります。した

がってただいまの議案10件は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○田中堅太郎議長 次に、日程第5、第64号議案監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○大森隆雄市長 議長

○田中堅太郎議長 大森市長

〔大森隆雄市長 登壇〕

○大森隆雄市長 それでは、第64号議案監査委員の選任につき同意を求めることについてを御説明申し上げます。

本案は市町村合併に伴い、旧市町村の監査委員が失職し、新市の委員が不在のままとなっておりますので、新市の委員を選任するに当たり議会の同意をお願いするものであります。

私といたしましては、お手元の議案書に記載のとおり、識見を有するもののうちから選任する委員として藤川卓見氏が最も適任であると認め、選任いたしたいと存じます。

藤川氏は、市内若宮にお住まいでございまして、昭和44年4月、それまで7年間お勤めになられました井関農機株式会社を御退職になり、旧大洲市農業共同組合の職員となられました。以降、喜多事業所長、金融課長、金融部長等の要職を歴任され、平成6年3月に御勇退になるまでの27年間にわたり、組合員農家の農業経営と生活安定、ひいては地域農業の発展に御尽力された方でございます。御退職後は、農業経営の傍ら、民生児童委員、愛媛たいき農業協同組合喜多事業所総代等、さらに平成14年4月から新市誕生の日の前日までは旧大洲市の監査委員を務めていただいていたところでございます。

以上のように、各方面において豊富な御経験を積まれ、人格は申し上げるまでもなく温厚にして財務管理、事業の経営管理等につき、すぐれた識見を有しておられますので、ここに御提案申し上げたのでございます。何とぞ満場一致

をもって御同意を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○田中堅太郎議長 以上で説明は終わりました。

この議案に対する質疑については、発言通告がありません。したがって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっておりますこの議案につきましては、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田中堅太郎議長 御異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

本件に対する討論は、発言通告がありません。したがって討論を終結し、採決を行います。

第64号議案監査委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

この議案に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○田中堅太郎議長 起立全員であります。したがってただいまの議案は同意することに決しました。

この際、監査委員の選任に同意しました藤川卓見さんより発言の申し出がありますので、入場を許可し、発言を許します。

〔藤川卓見さん 入場、登壇〕

○藤川卓見さん ただいま御紹介いただきました藤川でございます。再度監査委員に御指名いただき、大変恐縮をいたしております。

真の地方自治確立のため、監査機能の働く機能はますます大きくなってきております。このようなときに私が引き受けしているのか迷いましたが、引き受けした以上は前向き、外向き、上向きの姿勢で頑張るつもりでございます。

す。どうか皆様方の御指導、御協力のほどをよろしくお願いを申し上げます。簡単でございますが私のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

〔藤川卓見さん 退場〕

~~~~~

○田中堅太郎議長 次に、日程第6、第65号議案監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、岡孝志議員の退席を求めます。

〔52番 岡孝志議員 退席〕

○田中堅太郎議長 提案理由の説明を求めます。

○大森隆雄市長 議長

○田中堅太郎議長 大森市長

〔大森隆雄市長 登壇〕

○大森隆雄市長 それでは、第65号議案監査委員の選任につき同意を求めることについてを御説明申し上げます。

本案は、さきの議案と同様に新市の委員が不在のままとなっておりますので、その選任に当たり議会の同意をお願いするものであります。

私といたしましては、お手元の議案書に記載のとおり、議員さんのうちから選任する委員として岡孝志氏が最も適任であると認め、選任いたしたいと存じます。

岡議員は、市内長浜町にお住まいでございまして、平成元年10月、旧長浜町議会議員に初当選以来、現在まで連続して議員を務めておられます。その間、旧長浜町における各常任委員会の正・副委員長、合併問題対策特別委員長や議会選出監査委員の要職を歴任され、さらに平成15年10月から合併の日の前日までは町議会議長として御活躍をされました。旧長浜町消防団においても、7年余り団長を務められ、その功績などにより消防庁長官表彰、日本消防協会長表彰といった数々の表彰を受けておられます。

以上のように、議会内外での幅広い御活躍を

通して、豊富な経験と高い識見を有した方でございますので、ここに御提案申し上げた次第であります。何とぞ満場一致をもって御同意を賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。どうぞよろしく願いをいたします。

○田中堅太郎議長 以上で説明は終わりました。

この議案に対する質疑については発言通告がありません。したがって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっておりますこの議案につきましては、委員会付託を省略したいと思ます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田中堅太郎議長 御異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

本件に対する討論は発言通告がありません。したがって討論を終結し、採決を行います。

第65号議案監査委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

この議案に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○田中堅太郎議長 起立多数であります。したがってただいまの議案は同意することに決しました。

岡孝志議員の入場を許します。

〔52番 岡孝志議員 着席〕

○田中堅太郎議長 ただいま監査委員の選任に同意しました岡孝志議員からあいさつがあります。

○52番岡孝志議員 議長

〔52番 岡孝志議員 登壇〕

○52番岡孝志議員 ただいま議員を代表しましたの監査委員に御同意をいただきました岡でございます。

年々厳しくなっております市の財政がいかに市民のために適正、的確に処理をされているのか、また市の財政や基金につきましても、藤川監査委員さんとともに厳しくチェックをしてまいりたいと考えております。

もともと浅学非才の身ではございますが、与えられました期間、監査委員として精励していく所存でございますので、よろしくお願いを申し上げ、就任のごあいさつといたします。ありがとうございました。（拍手）

~~~~~

○田中堅太郎議長 次に、日程第7、第66号議案公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○大森隆雄市長 議長

○田中堅太郎議長 大森市長

〔大森隆雄市長 登壇〕

○大森隆雄市長 それでは、第66号議案公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてを御説明申し上げます。

本案は、市町村合併に伴い、旧大洲市で設置しておりました公平委員会委員が失職したままとなっておりますので、新市の委員を選任するに当たり、議会の同意をお願いするものであります。

新たに選任いたしたい委員は、お手元の議案書に記載のとおり、成岡安善氏、山本勝延氏、米田功氏の3人であります。

まず、成岡氏は、市内上須戒にお住まいでございまして、昭和34年5月に旧上須戒農業協同組合の職員となられて以来、旧大洲市農業協同組合の開発課長、畜産部長、総合企画室長、総務部長、参事の職を経て、平成5年5月常務理事に御就任、さらに平成11年4月からは愛媛たいき農業協同組合常務理事を務められ、平成14年6月に御勇退になりました。このような御経験をもとに、平成15年3月から新市誕生の日の前日まで、旧大洲市における公平委員会委

員を務めていただいていた方でございます。

次に、山本氏は、市内長浜にお住まいでございまして、昭和37年、旧長浜町に奉職され、以来税務課長、総務課長、経済課長、住民福祉課長等を歴任され、昨年3月末日をもって御退職になりました。特に、係長時代は13年間連続して財政畑を歩まれるなど、安定成長期における長浜町財政運営の旗頭として御活躍されてきた方でございます。

次に、米田氏は、松山市北持田町にお住まいでございまして、昭和41年3月、慶應義塾大学大学院法学研究科を修了、昭和45年、司法試験に合格されました。その後、昭和48年4月に愛媛弁護士会所属の弁護士となられたのであります。平成3年4月から1年間は、同弁護士会会長という要職を歴任されており、現在では4人の弁護士を束ねる米田功法律事務所の所長を務められるなど、愛媛法曹界の重鎮として御活躍中の方でございます。また、旧長浜町の顧問弁護士としても御尽力いただいていた方でございます。

以上のように、3名の皆様におかれましては、それぞれの分野で豊富な経験を積まれ、人格は申し上げるまでもなく、行政の運営や人事行政に高い識見を有され、広く社会の実情にも通じておられますので、本市の公平委員会委員として最適任であると確信し、ここに御提案申し上げたのであります。

以上が本案の概要でございます。何とぞ満場一致をもって御同意を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○田中堅太郎議長 以上で説明は終わりました。

この議案に対する質疑については、発言通告がありません。したがって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっておりますこの議案につ

きましては、委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田中堅太郎議長 御異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

本件に対する討論は、発言通告がありません。したがって討論を終結し、採決を行います。

第66号議案公平委員会委員の選任につき同意を求めることについては、候補者3人を一括して採決いたします。

この議案を同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○田中堅太郎議長 起立全員であります。したがってただいまの議案は同意することに決しました。

~~~~~

○田中堅太郎議長 次に、日程第8、議選第11号選挙管理委員及び補充員の選挙についてを議題とし、これより選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選とし、議長が指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田中堅太郎議長 御異議ないものと認め、議長において指名いたします。

それでは、選挙管理委員に岡本孝道さん、上川萬敏さん、寺岡勝信さん、河野英昌さん、補充員に、第1順位、二宮英俊さん、第2順位小西善幸さん、第3順位森本正吉さん、第4順位松本明さん、以上の方々を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました方々を選挙管理委員及び補充員の当選人とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田中堅太郎議長 御異議ないものと認め、ただいま議長において指名いたしました方々が選挙管理委員及び補充員に当選されました。

~~~~~

○田中堅太郎議長 次に、日程第9、議選第12号議員在任特例検討特別委員の補充選任についてを議題といたします。

本件は、議員在任特例検討特別委員3名の辞任による欠員補充のため選任するものであります。

お諮りいたします。

この特別委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、梅木良照議員、福山保議員、宮本喜一郎議員の以上3名を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田中堅太郎議長 御異議ないものと認め、ただいまの指名のとおり選任することに決定いたしました。

~~~~~

○田中堅太郎議長 次に、日程第10、議第7号議案大洲市議会解散に関する決議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○20番後藤武薫議員 議長

○田中堅太郎議長 後藤武薫議員

〔20番 後藤武薫議員 登壇〕

○20番後藤武薫議員 議第7号議案大洲市議会解散に関する決議について、提案理由の説明を申し上げます。

私たち大洲市議会議員は、申し上げるまでもなく市民の代表として市政に参加し、市民の意思反映に努め、常に公正かつ誠実に市民福祉の増進に尽くすという重要な使命を担っております。また、議会に対する市民の期待と信頼を一層高めていくためには、議員一人一人が住民の声に耳を傾けながら、さらに自己研鑽に努めていくことが肝要であると認識しているところで

あります。しかしながら、大洲市内の現状は、市町村合併後、在任特例を活用しての議員56名という巨大議会に対する市民の批判は増加の一途をたどり、現議会に対するあきらかに似た閉塞感も出ており、議員と市民との考え方の乖離を強く強く実感せざるを得ない状況にあります。

したがってこうした当市議会に対する不信感等を早急に払拭するためにも、過去の合併協議の結果も尊重すべきものとは思いますが、今の市民の声を真摯に受けとめ、市民のための議会という原点に立ち返り、地方公共団体の議会の解散に関する特例法にのっとり、本日をもって大洲市議会を解散する必要があると判断し、当決議案を提出するものでございます。

議員各位におかれましては、何とぞ御賛同いただきますよう心からお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○田中堅太郎議長 以上で説明は終わりました。

本件に対する質疑については、発言通告がありません。したがって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田中堅太郎議長 御異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

発言の通告がありますので、これを許します。

まず、二宮淳議員の発言を許します。

○6番二宮淳議員 議長

○田中堅太郎議長 二宮淳議員

〔6番 二宮淳議員 登壇〕

○6番二宮淳議員 ただいまの議案に私は賛成の立場として討論いたします。

合併の第一義の目的というのは、行財政の改

革、これはもう皆さん御承知のとおりだと思います。しかし、ぬくぬくとその議員在任特例を使って10月までその任期を延長するというようなこと、果たしてこれはいかなるものでしょうか。先ほど議員の在任特例検討特別委員長の東委員長、報告ありましたけれども、6月で解散するかもしれない、いや、それは10月になるかもしれない。継続審議だ、そういうふうなことをおっしゃってありました。果たしてそんなあやふやな態度でいいのでしょうか。もう、これははっきりこの時期っていう、その明確な時期がない、あやふやなことでは理解ができないというか、そういった考えには同意はできません。

（「そのとおり」と呼ぶ者あり）

そして、我々、その財政コスト、その削減っていう、そういった趣旨に反するものであります。

また、日本全国、愛媛県におきましても、最近では愛南町、西条市議会が住民からのリコールと圧力によって仕方なくというか、もう自主的解散をせざるを得ない状況になっております。そういった中で、この大洲においてはそういった住民運動はまだ起こっておりませんが、大洲市議会として襟を正して自主解散すべきではないかと、それが最善の策だと私は思います。いかがでしょうか。

以上で私の賛成討論といたします。

○田中堅太郎議長 次に、中野寛之議員の発言を許します。

○7番中野寛之議員 議長

○田中堅太郎議長 中野寛之議員

〔7番 中野寛之議員 登壇〕

○7番中野寛之議員 大洲市議会議員無所属の中野寛之です。

ただいまより議第7号議案大洲市議会解散に関する決議案に対します賛成討論を行います。

本年1月11日、大洲市、長浜町、肱川町、河辺村の1市2町1村による市町村合併で新大洲市が誕生いたしました。しかし、平成16年度中

という時期を間に合わせる事が第一でありました合併協議の中で、懸案の多くは先送りになっております。

その中でも、特に大洲市民の関心の高いものが、この議員在任特例の問題でございます。

私、中野寛之は、旧大洲市議会におきまして、議員だけが在任特例を、特例措置を適用するのでは市民の理解は得られない、私はそのように一貫して議員在任特例の適用に反対してまいりました。現在の事態は、私が合併の1年も前に危惧したとおりの状況になっております。全国及び愛媛県内で合併に伴い誕生しましたマンモス議会が、次々と自主解散に追い込まれる様子が連日マスコミ報道で話題になっております。

ここ大洲市でも、56人という多過ぎる市議会への市民からの批判は日々高まっております。

合併によりまして、各自治体の長や助役など、特別職は皆やめ、現在の方、1名、1名になっておるのに、なぜ議員だけがそのままなのかという市民の素朴な疑問は、ある意味当然ではあります。

合併して新しい大洲市が誕生しました。市長さんも新しくなりました。なぜ議会だけ、議員だけは古いままなのでしょう。新設合併である以上、合併後速やかに市議会議員選挙を実施することが本来は当たり前なのです。

早期自主解散に反対しておられます議員の方の意見としまして、合併により議員数が急減することで地域の声が届きにくくなるという意見が出ております。もちろん、おっしゃることは理解できます。しかし、そうであるからこそ、合併協議会の段階で旧郡部に配慮した小選挙区制度を決定した、そうではなかったのですか。河辺地区の2、肱川地区の3、長浜地区の7、こういう定数は、議員1人当たりの有権者数におきまして、旧大洲市地域よりも最大で2倍以上というはるかに優遇された定数配分であります。

また、報酬問題についても一言触れておきます。本来議員報酬の金額に関しては、我々議員自身が議論すべき問題ではございません。これは、第三者機関に全く任せ、タッチするべきではございません。しかし、あえて私はこの問題にも触れておきます。同じ大洲市の議員であれば、議員報酬も当然同額にすべきです。これは当然です。だからこそ、一日も早く自主解散を行い、法定数の30人、これで報酬を同額にすればいいじゃないですか。56人体制のまま、報酬だけを論じようとするから議論が混乱し、市民からなお一層疑いを持たれるんです。

また、この在任特例を妥当とする議員の方の主張といたしまして、3月当初予算は骨格予算であり、6月補正予算を見守る必要があるとの意見が多く出されております。私も議会人の端くれといたしまして、その主張は理解できないこともございます。しかし、私は、補正予算を見守る必要性よりも、市議会が市民からの信頼を失うことの危険性を恐れております。信なくば立たずと申しまして、市議会が市民からの信頼を失ってしまえば、市議会など立ち行かなくなります。現状の大洲市財政の状況では、今後市民サービスが何らかの形で低下することは免れません。そのような厳しい財政状況であるからこそ、ここは早期に自主解散という痛みを伴う決断を市議会自身が行い、議会が率先して新大洲市の財政再建に協力すべきなのです。

現に、在任特例を適用しなかった西予市を初めといたします県内の各自治体、ここらで議員数の急減による弊害など私の見聞きした範囲では聞いたこともございません。

私は、さきの市長選挙で大森市長を支援された議員の皆さんには特に申し上げたい。皆さん方は、財政再建を訴える大森市長を支援したのではなかったのですか。それが、大森市長が当選するや、今度は在任特例適用の妥当性を声高に主張し、大洲市に多額の財政負担を強いるなど、これは大きな矛盾であります。皆さんは、

大森市長に財政再建という市民との公約、これを破らせるつもりなんですか。

以上の理由をもちまして私の賛成討論とさせていただきます。大洲市議会議員の皆さんの良識ある判断を期待しております。御清聴ありがとうございました。

○田中堅太郎議長 以上で討論を終結し、採決を行います。

議第7号議案大洲市議会解散に関する決議についてを採決いたします。

この採決は、記名投票で行います。

議場を閉鎖させます。

〔議場閉鎖〕

○田中堅太郎議長 ただいまの出席議員数は55名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○田中堅太郎議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田中堅太郎議長 投票用紙の配付漏れはないものと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○田中堅太郎議長 異状ないものと認めます。

念のため申し上げます。本件について賛成の議員は白票を、反対の議員は青票を、氏名記載の上、事務局長の点呼に応じて順次投票願います。

〔事務局長点呼・各員投票〕

○田中堅太郎議長 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田中堅太郎議長 投票漏れはないものと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○田中堅太郎議長 これより開票を行います。  
会議規則第31条第2項の規定により、立会人

に上川勝利議員、向井敏憲議員、矢間一義議員を指名いたします。

立会人は投票箱のところに御参集願います。

〔開 票〕

○田中堅太郎議長 本件の議決については、地方公共団体の議会の解散に関する特例法第2条第2項の規定により、議員数の4分の3以上の者が出席し、その5分の4以上の者の同意を必要とします。

ただいまの出席議員は55人であり、議員数の4分の3以上です。また、出席議員の5分の4は44人であります。

投票の結果を報告します。

投票総数 55票

これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち

賛成 14票

反対 41票

以上のとおり、賛成は5分の4に達しません。したがって議第7号議案大洲市議会解散に関する決議については否決されました。

~~~~~

賛成者（白票）氏名

二宮 淳	中野 寛之	有友 正本
榊田 和美	水本 保	下岡 節久
後藤 武薫	向井 敏憲	中野 忠重
窪田 亀一	菊地 宣之	吉岡 猛
久保 幸信	中野 茂明	

反対者（青票）氏名

梅木 良照	清水 美孝	岩田 忠義
藤川 貢	鎌田 圭二	村上 常雄
古野 青弘	上川 勝利	二宮 秀一
山口 吉浩	東 敦弘	宮本 増憲
押田 憲一	山本 雅久	田中 五月
山崎 逞	福山 保	叶岡 廣志
上満 武	宮本喜一郎	長岡 吉男
森 繁夫	松本金次郎	垣見 芳彦
清水久二博	田淵 保男	山下 勝利

本山 清明	沖浦 賢嗣	渡邊 弘務
神井恵一郎	矢間 一義	東 信利
吉岡 昇平	小泉 紘文	大野 新策
梅木加津子	岡 孝志	渡邊 久義
田中堅太郎	日高 照友	

~~~~~

以上で本日の日程を終了いたしましたので、会議を閉じます。

市長より閉会のあいさつがあります。

○大森隆雄市長 議長

○田中堅太郎議長 大森市長

〔大森隆雄市長 登壇〕

○大森隆雄市長 閉会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

今定例市議会は、3月9日招集以来、本日まで21日間の長きにわたり慎重なる御審議を賜り、平成17年度当初予算を初め、重要諸案件につきましていずれも適切な御議決をいただきました。1月11日の新市発足後、残されておりました監査委員、公平委員会委員の陣容も決まり、ようやくすべての執行機関の体制が整ったわけでございます。ここに改めて厚く御礼を申し上げます。

御議決賜りました案件はもとより、審議の過程でお寄せいただきました大変貴重な御提言や御意見は、それらを踏まえながら今後の市政運営に最善の努力を尽くしてまいる所存でございます。

話題を転じますが、昨年10月23日、新潟県中越地方において最大震度7の大地震が発生いたしました。12月26日に、インドネシアのスマトラ島沖で発生したマグニチュード9.0の大地震は、いまだに断続的に発生しており、そして比較的地震活動が少ないとされてきておりました九州北部で起きた強い地震。ここ半年足らずの間に、世界では地震という自然災害により一瞬にして何十万人というとうとい命が失われたのであります。

北に中央構造線、南には南海トラフという、

